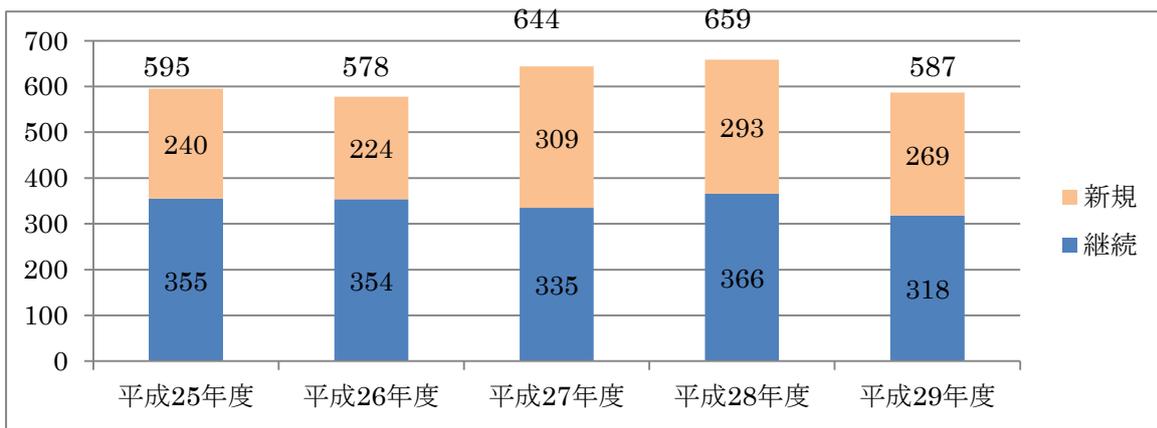


子育て総合センターの相談状況

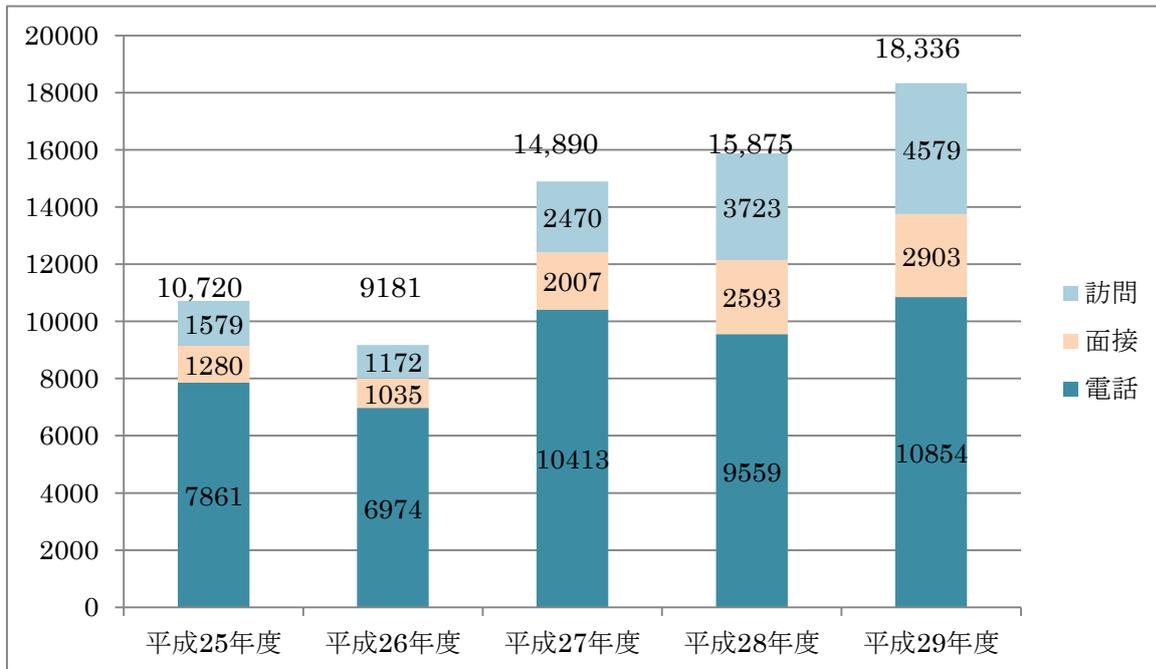
子育て総合センターの役割

子育て総合センターは 0 歳から概ね 18 歳までの子どもと家庭に関するあらゆる相談の窓口として相談・サービスの調整、関係機関との連携を行いネットワークの構築を図っている。また、児童虐待の通告先としての役割を担い児童虐待発生時の対応、未然防止の取り組みを行っている。

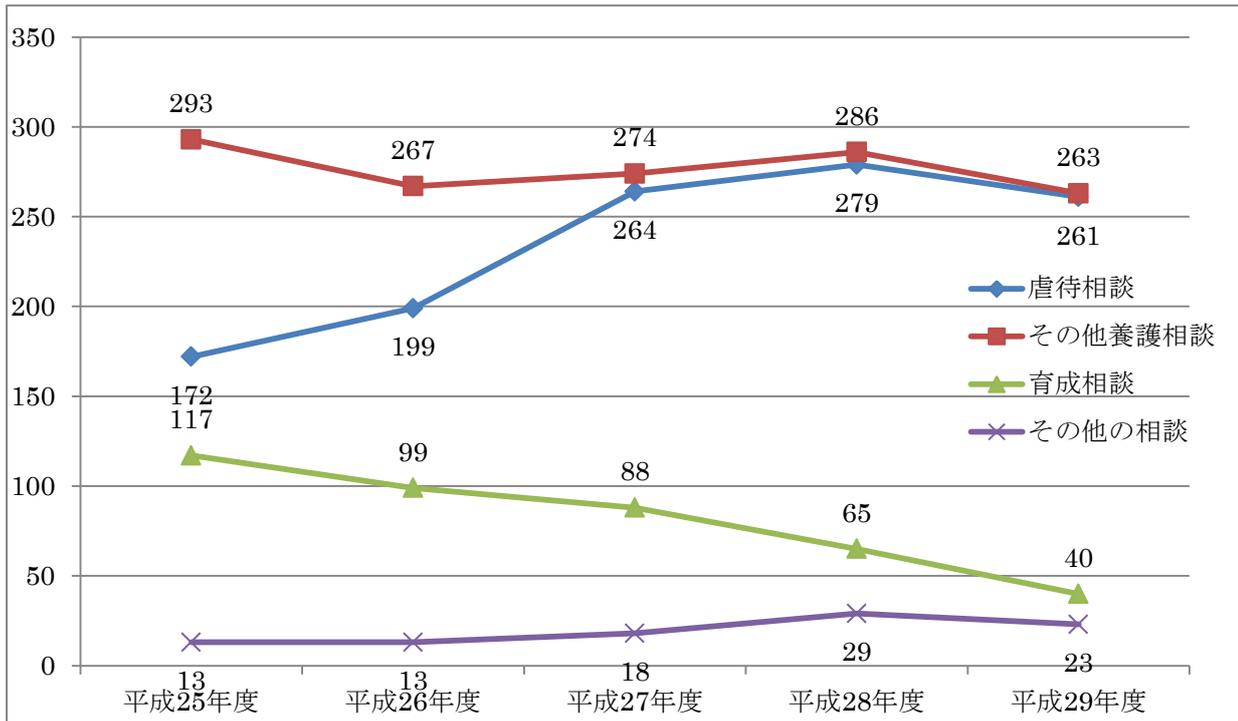
1. 相談者実数



2. 方法別相談延べ回数



3. 相談種類別実績



※虐待相談は平成 17 年～平成 22 年までは年間 75 件～120 件あったが、その後平成 27 年までの件数が急増している。平成 27 年度以降はほぼ横ばいの状況。平成 26 年度以降は虐待相談とその他養護相談で全体の相談の 80%以上を占めている。

平成 28 年児童福祉法等の一部改正する法律により児童相談所による指導措置について、委託先として区市町村が追加されるとともに児童相談所から区市町村への事案送致が新設された。それに伴い検討委員会が都と区市町村の代表で設置されているが早ければ平成 30 年 10 月 1 日より適用される方向である。

児童虐待について多摩児童相談所からの逆送致(多摩市対応)だけでも年間 60～70 事例の増加が見込まれる。